○財務省令第三十一号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十七条第一項、第四項及び第八項の規定に基づき、貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令

1　貿易保険法（以下「法」という。）第三十七条第一項に規定する財務省令で定める金額は、当該事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）終了の時において貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）第十条第一項の規定により積み立てる責任準備金の金額のうち、同項第二号に定める金額とする。

2　法第三十七条第四項に規定する財務省令で定める金額は、当該連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。）終了の時において貿易保険法施行規則第十条第一項の規定により積み立てる責任準備金の金額のうち、同項第二号に定める金額とする。

3　法第三十七条第八項に規定する財務省令で定める金銭債権は、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）第二条第二項に規定する非常事故代位債権とする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の九第一項、第四項、第六項及び第九項並びに第九十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条　財務大臣は、法第八十六条の三に規定するもののほか、同条の規定により定める公正な取引の基準の目的その他当該公正な取引の基準の実施に関し必要な事項を定めることができる。

第十一条の八第一号ただし書を削り、同条第二号中「その日から一月以内に」を「速やかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五　過去三年以内に法第八十六条の九第一項又は第六項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」という。）を受けた者を選任すること。

第十一条の九を次のように改める。

（法第八十六条の九第一項の財務省令で定める法令）

第十一条の九　法第八十六条の九第一項に規定する財務省令で定める法令は、次のとおりとする。

一　酒税法

二　法

三　未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）

四　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

五　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

六　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）

八　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）

九　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）

十　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）

第十一条の十第一項中「法第八十六条の九第五項の規定により酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」という。）」を「酒類販売管理研修」に、「別紙様式第十一の六」を「別紙様式第十一の五」に、「同項」を「法第八十六条の九第一項」に改め、同条第二項中「別紙様式第十一の七」を「別紙様式第十一の六」に改める。

第十一条の十一中「第八十六条の九第五項」を「第八十六条の九第一項」に、「別紙様式第十一の八」を「別紙様式第十一の七」に改める。

第十一条の十二中「第八十六条の九第五項」を「第八十六条の九第一項」に改め、同条第一号ロ中「第十一条の十三」を「次条」に改め、同条第二号及び第三号中「研修」を「酒類販売管理研修」に改める。

第十一条の十三第三号中「研修」を「酒類販売管理研修」に改める。

第十一条の十四中「別紙様式第十一の九」を「別紙様式第十一の八」に改める。

第十一条の十五中「第八十六条の九第五項」を「第八十六条の九第一項」に改める。

第十一条の十六を第十一条の十九とし、第十一条の十五の次に次の三条を加える。

（酒類販売管理者の届出）

第十一条の十六　法第八十六条の九第四項の規定により酒類販売管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、販売場ごとに、別紙様式第十一の九による届出書を、財務大臣に提出しなければならない。

（法第八十六条の九第六項の財務省令で定める期間）

第十一条の十七　法第八十六条の九第六項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修を受けた日から起算して三年を超えない期間とする。

（標識の掲示）

第十一条の十八　法第八十六条の九第九項の規定により掲げる標識は、同条第一項の規定により酒類販売管理者を選任した後速やかに、当該酒類販売管理者の氏名及び次項各号に掲げる事項を記載した標識をその販売場の公衆の見やすい場所に掲示する方法（当該酒類小売業者が通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、インターネットその他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて行う商品の販売をいう。）をしようとするときは、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法）により行わなければならない。

2　法第八十六条の九第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　販売場の名称及び所在地

二　酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修を受けた年月日及び当該酒類販売管理研修の研修実施団体の名称

三　酒類小売業者が酒類販売管理者に受けさせなければならない次回の酒類販売管理研修の期限

第十八条第一項第一号中「又は第十一条の九に規定する届出書並びに」に改め、同項第二号中「に研修」を「（酒類販売管理者の選任が見込まれる者を含む。同号において同じ。）に酒類販売管理研修」に、「申請団体等（次号」を「申請団体等（同号」に改め、同項第三号中「研修」を「酒類販売管理研修」に改める。

第二十条第一項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第七号中「第九十四条」を「第九十四条第二項」に、「に協議し、又はその」を「の」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　法第九十四条第一項の規定により同項に規定する認可又は勧告若しくは命令について公正取引委員会に協議すること。

別紙様式第十一の五を削る。